

中能登町  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
中能登町教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨	1
2	中能登町の現状	1
3	目標	2
4	計画の期間	2
5	取組を進めるにあたっての基本方針	2
6	取組を進めるにあたっての留意点	3
7	具体の取組内容	4
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組	
	学校以外が担うべき業務について	
	教師以外が積極的に参画すべき業務について	
	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について	
	A 教育委員会が行う取組	
	B 学校毎に工夫して行う取組	
	C 部活動に関する取組	
	(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
8	今後のフォローアップについて	7

## 1 計画の趣旨

教職員の多忙化改善については、平成29年8月に県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、平成30年3月に取組方針が策定され、同年4月より19市町で一斉に足並みを揃えて多忙化改善に向けた取組を進めてきました。

中能登町において、令和6年度の教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小学校、中学校において、時間外在校等時間の月平均及び月80時間を超える教職員の割合が、平成29年度と比較して減少しており、また、教職員の働き方について意識が変化するなど取組の成果は確実に現れていると考えられます。

しかしながら、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員ゼロの目標は達成できておらず、業務量の削減、校務のICT化など、多忙化改善を不断の取組として進めていく必要があると考えます。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、その第8条において、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務付けされることから、これまでの取組方針を基にして本計画を策定するものです。

## 2 中能登町の現状

(1) 中能登町の多忙化改善に向けた取組状況（石川県の取組状況を含む）

年度	内容
H29	石川県による多忙化改善推進協議会発足 勤務時間調査開始
H30	石川県による多忙化改善に向けた取組方針 策定
H31	中能登町教育委員会による「働き方改革プラン」策定
R2	石川県による多忙化改善に向けた取組方針 改定
R3	石川県による多忙化改善に向けた3年間の取組（総括）
R4	石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則 施行
R6	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 施行
	石川県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則 施行
	中能登町教育委員会による「働き方改革プラン」改定

(2) 中能登町における令和6年度の時間外在校等時間の状況

(平成29年度及び令和5年度との比較)

校種	期間	時間外在校等 時間の月平均 (時間/月)	時間外在校等時間の人数分布 (割合: %)				
			0~45 時間	~60 時間	~80 時間	~100 時間	100 時間超
小学校	H29年度	51.3	41.1	22.5	18.6	13.4	4.4
	R5年度	39.0	62.2	19.4	14.7	2.7	1.0
	<b>R6年度</b>	<b>35.6</b>	<b>67.9</b>	<b>20.2</b>	<b>8.1</b>	<b>3.8</b>	<b>0</b>
中学校	H29年度	70.7	29.2	18.1	17.9	12.6	22.2
	R5年度	46.2	44.3	24.5	23.7	7.2	0.2
	<b>R6年度</b>	<b>44.2</b>	<b>48.7</b>	<b>23.5</b>	<b>20.6</b>	<b>6.2</b>	<b>1.0</b>

- ① 教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、時間外在校等時間の月平均、月80時間超の人数の割合が取組当初と比較して、いずれも大きく減少しています。教職員の働き方についても意識の変化が表れており、取組の成果が現れています。
- ② 近年は、時間外在校等時間の月平均の減少幅が小さくなっていること、月80時間を超える教職員がゼロになっていない状況があり、さらに取組の継続が必要です。

### 3 目標

(1) 時間外在校等時間の目標

- ① 時間外在校等時間の月平均を30時間以内にする。
- ② 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロにする。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標 (※①、②は学校評価に取り入れる。)

- ① 今の仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合 80%以上
- ② 年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教職員の割合 80%以上
- ③ 年間の年次有給休暇の平均取得日数 10日以上
- ④ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

### 4 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月まで

### 5 取組を進めるにあたっての基本方針

- (1) 長時間勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、教育活動の質を落とさず、教材研究・授業準備や子どもたちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち取組を進めます。
- (2) 多忙化の抜本的な解消には、教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き県に対して定数改善を求めています。
- (3) 県教育委員会、町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、できることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していきます。

## 6 取組を進めるにあたっての留意点

- (1) 実施計画を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進めます。
- (2) 部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえた取組を進めます。
- (3) 文部科学大臣が定める指針で示された※「学校と教師の業務の3分類」や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「石川県立学校における教職員の多忙化改善実施計画」など、国及び県から出されている方針等を踏まえて取組を進めます。
- (4) 教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的な取組を進め、必要に応じて取組の見直しと充実を図ります。
- (5) 時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務が持ち帰り業務となったりしないよう十分留意して取組を進めます。

※学校と教師の業務の3分類（文部科学省7文科初第1404号）

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	6 調査・統計等への回答	14 給食の時間における対応
2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	7 学校の広報資料・ウェブサイト作成・管理	15 授業準備
3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16 学習評価や成績処理
4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	17 学校行事の準備・運営
5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10 校舎の開錠・施錠	18 進路指導の準備
	11 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12 校内清掃	
	13 部活動	

## 7 具体の取組内容

### (1)「業務の3分類」を踏まえた取組

#### **学校以外が担うべき業務**

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・朝の通学路における安全指導については、原則として教職員は行いません。ただし、交通安全週間等の期間を除きます。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・児童生徒が保護された時の対応については、保護者の方に委ねます。ただし、緊急の措置が必要な場合は除きます。
  - ・石川県青少年補導センター連絡協議会並びに夏休み中の中能登町青少年育成センターによる巡回補導について協力して行います。
- ◆学校徴収金の徴収・管理
  - ・学校徴収金の目的である物品またはサービスを取り扱う業者から、保護者が直接購入する方法などを検討します。
- ◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・コミュニティー・スクールや地域学校協働活動を進めるにあたっては、引き続き、中能登町教育委員会の配置したコーディネーターが進めます。
  - ・PTAや地域団体が主催する行事や会合等への教師や児童生徒の参加について、関係者に理解と協力を求め、機会を精選します。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応には、学校だけでなく、教育委員会も積極的に関わります。またスクールロイヤー制度も検討します。

#### **教師以外が積極的に参画すべき業務**

- ◆調査・統計等への回答
  - ・教師以外ができる資料作成については、スクールサポートスタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進めます。
- ◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - ・教師以外ができる資料作成については、スクールサポートスタッフや教頭等マネジメント支援員、ICT支援員等を活用して行うよう進めます。
- ◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理等については、スクールサポートスタッフやICT支援員等を活用して行うよう進めます。
- ◆校舎の開錠・施錠
  - ・校舎の戸締まり点検や施錠等については、管理職等の特定の教職員に負担が集中しないよう、教頭等マネジメント支援員や警備員等の外部人材の活用を検討します。
- ◆部活動
  - ・「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」、「石川県における文化部活動の在り方

に関する方針」に基づき、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備、学校単位で参加する大会等の見直しを進めます。

- ・総合型地域スポーツクラブを設置し、町のスポーツ・文化事業を推進する予定であり、その中で中学校部活動の休日及び平日の地域展開も進めていきます。

## **教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務**

### **A 教育委員会が行う取組**

- ・実施する調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書、会議や研修の事前課題等について、整理・統合及び報告様式等の簡略化・電子化を進めます。
- ・主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するためのオンライン開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫をさらに進めます。
- ・研究指定校の指定校数が増大しないよう適切に管理するとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡略化・簡素化をさらに進めます。
- ・教職員研修において、集合型研修が増大しないようボリュームを適切に管理するとともに、ライブ配信やオンデマンド配信をさらに拡充します。
- ・「若手教員早期育成プログラム」の実施を通して、若手教師のスキル向上を図り、授業準備等に要する時間や負担感の縮減につなげます。
- ・校務D Xを加速化させ、国のG I G Aスクール構想に基づきタブレット端末等のI C T環境整備を推進するとともに、統合型校務支援システム、O A機器の導入・更新を計画的に進め、授業準備や事務処理等の効率化を図ります。
- ・出勤登録、出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を推進します。
- ・スマートスクールネットを活用し、良質な教材の共有化をさらに進めます。
- ・最終退校時刻19時を進めます。
- ・町全体の時間外在校等時間を示し、取組状況を可視化します。
- ・時間外在校等時間が月80時間超の教職員に対する面談を実施し、業務改善について考えます。
- ・教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、年間授業週数の実態に応じて1日及び1週間当たりの授業時数を見直すなど教育課程の見直しを行います。
- ・中学校の部活動は、平日週3日の検討を行います。

### **B 学校毎に工夫して行う取組**

各学校における時間外在校等時間の実態等を踏まえ、以下に示す取組例や業務改善取組事例集などを参考に、各学校においてその実情に応じて具体的な取組を積極的に進めます。

<主な取組例>

#### ◆勤務時間の管理に関すること

- ・最終退校時刻を設定します。
- ・全県下で取り組む定時退校日とは別に、学校独自の「ノー残業デー」を設定します。

#### ◆意識改革に関すること

・ワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催します。

◆会議・校内研修に関すること

- ・各種会議の実施方法等を工夫します。(回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の簡易化、タブレット端末を活用したペーパーレス など)
- ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図ります。
- ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化・簡素化を図ります。
- ・校内の提案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫します。

◆学校が行う調査や連絡に関すること

- ・各種調査について、ICT活用などにより効率化を図ります。
- ・学校だよりや学級だより、PTAだより等を整理統合します。

◆校務分掌・学校行事・日課に関すること

- ・学期初めの数日間について、学級事務や教材研究に十分な時間を充てられるようにするとともに、教職員が精神的なゆとりをもって児童生徒と関われるようにするために、午後の授業をカットします。
- ・教職員の勤務時間を踏まえ、生徒の登下校時間を適切に設定します。(朝学習等の開始時間、児童生徒会・委員会活動や部活動等の終了時間の工夫等)
- ・学校行事の統合・削減や事前準備の簡略化・簡素化を進めます。
- ・教師用タブレット端末や校内WEB掲示板、予定黒板等を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減します。

◆環境整備・ICT化に関すること

- ・机上の整理・整頓を定期的に行い、業務の効率化を図ります。
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有します。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図ります。

◆業務の平準化

- ・長時間勤務となっている教職員の業務を他の職員に割り振る、繁忙な時期の業務の実施時期を変えるなど、業務の平準化をさらに推進します。
- ・教頭や主任等の業務のうち、他の教職員でもできることを割り振ります。
- ・年度当初の業務や学校行事の提案等、その他の定例業務を前年度末までに処理するなど、繁忙期の負担軽減を図ります。

**C 部活動に関する取組**

教師以外が積極的に参画すべき業務の中でも部活動について触れていますが、地域展開移行期間中であるため、ここでは完全移行まで次の取組を行います。

<主な取組例>

- ・学校独自に一斉のノー部活動デー、ショート部活動デー等を工夫して設定します。
- ・競技団体等が主催する大会や地域行事等への参加について、生徒及び顧問の過度な負担とならないように精選します。

## (2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ①すべての小中学校でストレスチェックを実施し、分析結果に基づいた職場改善を実施します。
- ②学校ごとに週2回の「定時退校日」を設定します。
- ③教職員は、年次有給休暇の年間10日以上の実取得に努めることとし、管理職はそのための環境整備を図ります。
- ④平日については勤務時間終了（中能登中16時30分、鹿西小・16時35分、鹿島小・鳥屋小16時40分）から、土日・休日については終日を目途として留守番電話対応とし、保護者等に周知します。また、平日の時間外及び土日において、重大な事案が発生した場合の緊急連絡先は、役場総務庁舎（74-1234）とし、教育委員会担当者から保護者へ折り返し連絡し、学校管理職にも連絡する体制とします。なお、平日の朝の連絡についてはコドモンを活用します。

## 8 今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、引き続き教職員の勤務時間調査を継続して時間外在校等時間を把握するとともに、教職員の働き方に関する意識調査から働きがいや働きやすさ等に関する目標の達成状況を把握し、町ホームページに公表するとともに、町総合教育会議において報告します。
- (2) 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めます。
- (3) 働き方改革に関する研修の実施や、希望する学校に個別にワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催し指導・助言するなど、支援する機会を設けます。また、好事例等の情報共有に努めます。
- (4) すべての小中学校は、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行います。